

三木市記者発表資料 (令和5年1月31日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 市民課	課長 西本敬子 (内線 2370)	市民係	0794-82-2000 (内線 2412)

タイトル
<b>引越し手続きが一部オンライン化 マイナポータルで転出手続きが可能に</b>
内 容
<p>マイナンバーカードを持っている人は市役所に行かずに、マイナポータルからオンラインで転出の届出が可能になります。</p> <p><b>1 開始日</b>            2月6日(月)</p> <p><b>2 対象者</b>            ・電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内の引越しをされる方。                           ・単身での引越しのほか、自身と同一世帯員、自身以外の世帯員の引越しでの利用が可能。</p> <p><b>3 手続き方法</b></p> <p>(1) マイナポータルアプリをダウンロードし、転出届を提出。 (2) 転入先市区町村の窓口でマイナンバーカードを提示して転入届等の手続きを行う。</p> <p><b>4 注意事項</b></p> <p>(1) 三木市から転出される方       転出に伴い国民健康保険、介護保険、児童手当等の手続きが必要になる場合がありますので、手続きの方法など詳しくはそれぞれの担当課へお尋ねください。</p> <p>(2) 三木市へ転入される方       転出届の提出時に来庁予定の連絡を行いますが、転入届の手続きは予約制や優先制ではないため、来庁順に受付します。</p>
セールスポイント
<p>全国一斉に、これまで来庁または郵送での手続きが必要だった転出の届出が、オンラインで申請できるようになります。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、ご利用ください。</p>